

墨田区営住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>（整備基準）</u></p> <p><u>第3条の2 区は、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して区営住宅及び共同施設（以下「区営住宅等」という。）を整備するものとする。</u></p> <p><u>2 区は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるように区営住宅等を整備するものとする。</u></p> <p><u>3 区は、区営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、区営住宅等の整備に関する基準は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。</u></p> <p><u>（募集の方法）</u></p> <p>第5条 区営住宅の使用者の募集は公募によるものとし、その方法は規則で定める。</p> <p>2 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者に対しては、公募によらないで区営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に規定する都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項に規定する土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 区営住宅の使用者の募集は公募によるものとし、その方法は<u>墨田区規則（以下「規則」という。）</u>で定める。</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行</p>

宅の除却

～〔略〕

(使用者の資格)

第6条 区営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

～〔略〕

収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 使用者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして第5項に規定する場合 月額21万4,000円

イ 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において墨田区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 月額21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、月額15万8,000円)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 月額15万8,000円

2 別表に規定する車椅子使用者向け住宅を使用することができる者は、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

身体上の障害により車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)であること、又は同居親族に墨田区内に居住する満6歳以上の車椅子使用者がいること。

車椅子使用者の身体上の障害の程度が規則で定める程度であること。

3 次の各号のいずれかに該当する者については、第1項第2号の規定にかかわらず、同居親族があることを要しない。ただし、

に伴う住宅の除却

～〔略〕

〔同左〕

第6条 区営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

～〔略〕

収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。

ア 使用者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして令第6条第4項に規定する場合 令第6条第5項第1号に定める金額

イ 区営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において墨田区が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 令第6条第5項第2号に定める金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 令第6条第5項第3号に定める金額

2 別表に規定する車いす使用者向け住宅を使用することができる者は、前項の規定によるほか、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

身体上の障害により車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)であること又は同居親族に墨田区内に居住する満6歳以上の車いす使用者がいること。

車いす使用者の身体上の障害の程度が規則で定める程度であること。

3 〔同左〕

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

〔略〕

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア～ウ 〔略〕

～ 〔略〕

4 〔略〕

5 第1項第4号アに規定する場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

— 使用者又は同居者が障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度のものである場合

ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

— 使用者又は同居者が第3項第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者である場合

— 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満又は60歳以上の者である場合

— 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

（補欠者）

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項の補欠者のうちからその補欠順位に従い使用予定者を決定する。

〔略〕

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるもの

ア～ウ 〔略〕

～ 〔略〕

4 〔略〕

〔新設〕

〔同左〕

第9条 〔略〕

2 〔略〕

3 〔同左〕

当該区営住宅について、次条第2項の規定により使用予定者としての決定を取り消したとき、又は同条第5項の規定により使用の許可を取り消したとき。

〔略〕

4 〔略〕  
(使用の手続)

第10条 使用予定者として決定された者は、決定の通知を受けた日から30日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

規則で定める資格を有する連帯保証人が連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

〔略〕

2～5 〔略〕  
(使用者の保管義務)

第17条 使用者は、当該区営住宅等の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、区営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(住宅の変更)

第23条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用する区営住宅の変更を許可することができる。

別表に規定する車椅子使用者向け住宅を使用する使用者及び同居者が車椅子を必要としなくなった場合その他これに準ずる場合に、当該使用者が他の区営住宅を使用することが適当であるとき。

〔略〕

(収入の認定等)

第27条

1～3 〔略〕

4 区長は、第19条の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入(前項の規定により更正した場合)にあっては、その更正後の収入。次

当該区営住宅について、次条第2項の規定により使用予定者としての決定を取り消したとき又は同条第5項の規定により使用の許可を取り消したとき。

〔略〕

4 〔略〕  
(同左)

第10条 〔同左〕

規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

〔略〕

2～5 〔略〕  
(同左)

第17条 使用者は、当該区営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、区営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(同左)

第23条 〔同左〕

別表に規定する車いす使用者向け住宅を使用する使用者及び同居者が車いすを必要としなくなった場合その他これに準じる場合に、当該使用者が他の区営住宅を使用することが適当であるとき。

〔略〕

(同左)

第27条

1～3 〔略〕

4 区長は、第19条の許可を行う場合において、当該許可に伴い、第1項の規定により認定した収入(前項の規定により更正した場合)にあっては、その更正後の収入。次

項において同じ。)が令第2条第2項に規定する収入の区分を超えて変動したとき(第6条第5項に規定する場合に該当しなくなったことにより収入超過基準を超えることとなったとき、及び新たに同項に規定する場合に該当することによりその収入が収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入を認定する。

5 〔略〕

6 第4項の規定による収入の認定及び前項の請求に基づく収入の認定については、第1項から第3項までの規定を準用する。

(収入超過者の明渡し努力義務)

第28条 区営住宅を引き続き3年以上使用している者で、第6条第1項第4号ア、イ又はウに掲げる場合にあっては、それぞれ同号ア、イ又はウに規定する金額を超える収入のあるもの(以下「収入超過者」という。)は、当該区営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(不正入居者に対する明渡し請求等)

第38条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は入居者に対して、使用の許可を取り消し、又は区営住宅の明渡しを請求することができる。

～ 〔略〕

区営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

～ 〔略〕

2～4 〔略〕

(駐車場の明渡し請求)

第46条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

～ 〔略〕

駐車場又はこれに付帯する設備を故意に毀損したとき。

・ 〔略〕

2 〔略〕

項において同じ。)が令第2条第2項に規定する収入の区分を超えて変動したとき(令第6条第4項に規定する場合に該当しなくなったことにより収入超過基準を超えることとなったとき及び新たに同項に規定する場合に該当することによりその収入が収入超過基準以下となったときを含む。次項において同じ。)は、その収入を認定する。

5 〔略〕

6 第4項の規定に基づく収入の認定及び前項の請求に基づく収入の認定については、第1項から第3項までの規定を準用する。

〔同左〕

第28条 区営住宅を引き続き3年以上使用している者で、第6条第1項第4号ア又はイに掲げる場合にあってはそれぞれ同号ア又はイに規定する金額を、同号ウに掲げる場合にあっては令第8条第1項に定める法第23条第2号八に掲げる場合の金額を超える収入のあるもの(以下「収入超過者」という。)は、当該区営住宅を明け渡すように努めなければならない。

〔同左〕

第38条 〔同左〕

～ 〔略〕

区営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

～ 〔略〕

2～4 〔略〕

〔同左〕

第46条 〔同左〕

～ 〔略〕

駐車場又はこれに付帯する設備を故意にき損したとき。

・ 〔略〕

2 〔略〕

(準用)

第47条 駐車場の使用については、第12条、第17条、第18条、第24条第1項及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」及び「使用料、共益費」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第24条第1項」とあるのは「第47条において準用する第24条第1項」と、「区営住宅等」及び「区営住宅又は共同施設」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

(住宅監理員及び住宅管理人)

第49条 区営住宅等の管理に関する事務をつかさどり、区営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう使用者に必要な指導を行わせるため、区営住宅監理員(以下「住宅監理員」という。)を置く。

2～5 [略]

別表

名称	位置	種類	戸数	備考
立花三丁目第二アパート	東京都墨田区立花三丁目18番1号	世帯用住宅	44戸	駐車場15台
		車椅子使用者向け住宅	4戸	
文花二丁目アパート	[略]	[略]	[略]	
錦糸一丁目第二アパート	[略]	[略]	[略]	
墨田一丁目アパート	東京都墨田区墨田一丁目13番8号	世帯用住宅	59戸	駐車場16台
		車椅子使用者向け住宅	1戸	

[同左]

第47条 駐車場の使用については、第12条、第17条、第18条、第24条第1項及び第25条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」及び「使用料、共益費」とあるのは「駐車場の使用料」と、「入居日」とあるのは「使用開始日」と、「第24条第1項」とあるのは「第47条において準用する第24条第1項」と、「区営住宅及び共同施設」及び「区営住宅又は共同施設」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

[同左]

第49条 区営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、区営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう使用者に必要な指導を行わせるため、区営住宅監理員(以下「住宅監理員」という。)を置く。

2～5 [略]

別表

名称	位置	種類	戸数	備考
立花三丁目第二アパート	東京都墨田区立花三丁目18番1号	世帯用住宅	44戸	駐車場15台
		車いす使用者向け住宅	4戸	
文花二丁目アパート	[略]	[略]	[略]	
錦糸一丁目第二アパート	[略]	[略]	[略]	
墨田一丁目アパート	東京都墨田区墨田一丁目13番8号	世帯用住宅	59戸	駐車場16台
		車いす使用者向け住宅	1戸	

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間、この条例による改正後の第6条第5項第3号の規定の適用については、同号中「使用者が60歳以上」とあるのは「使用者が平成25年4月1日前において57歳以上」と、「又は60歳以上」とあるのは「又は同日前において57歳以上」とする。